「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」の概要

1 特殊詐欺対策

（1） 金融関係

・被害金の暗号資産による移転防止対策等の推進
　→暗号資産新規口座開設直後にアンホステッド・ウォレットへ資産を移転できないよう一定の熟慮期間を設ける。
・官民協働型枠組みの構築に向けた取組等の加速
　→被害金の迅速な追跡・凍結・被害回復等のための「金融犯罪対策センター（仮称）」の構築に向けた検討等を推進。
・振り込め詐欺救済法に係る諸課題の検討
　→いわゆる混在口座の中に存在する金銭のうち犯罪収益を特定し、被害者への還付ができるように振り込め詐欺救済法の制度の在り方等について検討。

（2） 通信関係

・ＡＩの効果的な活用による特殊詐欺の被害防止対策の導入
　→詐欺電話やテキストメッセージをＡＩで分析して特殊詐欺の被害を防止する機能について、事業者に対して検討・開発とその社会実装を促進するとともに必要な支援を講じる。
・警察庁推奨アプリの普及等による特殊詐欺の被害防止対策の推進
　→広報啓発を推進するほか、アプリの詐欺対策機能の高度化に関する取組を推進。
・著名人なりすまし型偽広告等への対策の更なる強化
　→プラットフォーム事業者等に対し、自身は投資勧誘広告を行っていない旨の申出を著名人から受けた場合、当該著名人に関連する投資勧誘広告を自主的に削除するなどの対応をとるように働き掛ける。

（3） 国際連携・海外拠点対策関係

・東南アジア諸国への技術援助による現地当局との連携強化の推進等
　→東南アジア諸国等の詐欺拠点所在国に対し、押収した携帯電話等を速やかに解析するための資機材の供与等を実施し、現地当局の捜査力の向上を支援するほか、外国の捜査機関等との連携に必要な体制を充実強化。
・架け子等として海外に渡航させないための広報啓発の推進
　→パスポートセンターや空港等における戦略的な広報啓発活動や青少年に対する教育を推進。
・国際詐欺サミット2026等の議論を踏まえた国内施策の推進
　→事業者間や官民間における情報共有の更なる促進方策について検討。

（4） 国内における治安力の強化

・金地金・現金等の密輸の実態解明、取締りの推進
　→貴金属取扱業者に対し、不審点等を認知した場合には、被害の拡大防止のために警察への通報等が円滑に行われるよう働き掛けるとともに、関係省庁が緊密に連携し、これらの事犯に関与する組織の実態解明や取締り等を強力に推進。
・匿名性の高い通信アプリの通信内容等を迅速に把握するための検討の加速
　→犯罪者グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリ等の通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法について、新たな法制度導入に向けた検討を加速。
・法人の実質的支配者情報の登録等に関する法制度の整備

（5） 警察における対応力の強化

・匿名・流動型犯罪グループの撲滅に向け、警察庁における司令塔機能と都道府県警察における捜査態勢等を強化。

2 ストーカー対策

（1） ストーカー被害者の保護措置の強化

・被害者が危険性の高い加害者の接近を把握し、接触を回避することができるよう、一定の加害者へのＧＰＳ機器等の装着により、加害者が被害者等に接近した場合に被害者等に通知される仕組み等の新たな被害者保護措置の導入に関し、早急に検討を推進。

（2） ストーカー加害者対策の強化

・受診率等の向上に資する取組の推進に加え、一定の加害者に治療・カウンセリングの受診等を義務付ける仕組み等の導入について、受け皿となる医療機関等の確保も含め検討。
・刑事施設等における特別改善指導等の中でストーカー対応プログラムを早期整備。